

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		都市計画法第 65 条第 1 項による建築等の制限
根拠条例・規則等名		都市計画法
条 項		第 65 条第 1 項
所 管 部 課		土木部 広域道路推進室（電話：048-829-1501）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な審査基準を設定することが困難であるため。)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な標準処理期間を設定することが困難であるため。)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		対象は次の 3 路線とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま都市計画道路事業 1・4・2 号 高速埼玉中央道路 ・さいたま都市計画道路事業 3・1・4 号 新大宮バイパス線 ・さいたま都市計画道路事業 3・1・5 号 上尾バイパス線